

## 第 2 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ149,403千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 30,312
	1 繰越金	30,312
2 諸収入		119,091
	1 貸付金元利収入	119,091
歳入合計		149,403

歳出

款	項	金額
1 生活福祉費		千円 149,403
	1 母子父子寡婦福祉費	149,403
歳出合計		149,403

### 第 3 号 議 案

## 令和 8 年度長崎県農業改良資金特別会計予算

令和 8 年度長崎県農業改良資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 3,360
1 繰越金		3,358
	1 繰越金	3,358
2 諸収入		2
	1 雑入	2
(農業改良資金業務勘定)		1,123
1 繰入金		1,120
	1 一般会計繰入金	1,120
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 雑入	2
(就農支援資金貸付勘定)		15,386
1 繰越金		12,220
	1 繰越金	12,220
2 諸収入		3,166
	1 貸付金元利収入	3,166
(就農支援資金業務勘定)		689
1 繰入金		669

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	千円 669
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		20,558

第1表 歳入歳出予算  
歳出

款	項	金額
(農業改良資金貸付勘定)		千円 3,360
1 農林水産業費		3,360
	1 農業費	3,360
(農業改良資金業務勘定)		1,123
1 農林水産業費		1,123
	1 農業費	1,123
(就農支援資金貸付勘定)		15,386
1 農林水産業費		15,386
	1 公債費	15,386
(就農支援資金業務勘定)		689
1 農林水産業費		689
	1 農業費	689
歳出合計		20,558

## 第 4 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県林業改善資金特別会計予算

令和 8 年度長崎県林業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 40,000
1 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
(業務勘定)		970
1 繰入金		967
	1 一般会計繰入金	967
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		2
	1 県預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		40,970

第1表 歳入歳出予算  
歳出

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 40,000
1 農林水産業費		40,000
	1 林業費	40,000
(業務勘定)		970
1 農林水産業費		970
	1 林業費	970
歳出合計		40,970

## 令和 8 年度長崎県営林特別会計予算

令和 8 年度長崎県営林特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ341,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事    平   田            研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 80,249
	1 国庫負担金	11,475
	2 国庫補助金	68,774
2 財産収入		101,391
	1 財産運用収入	22
	2 財産売却収入	101,369
3 繰入金		109,673
	1 一般会計繰入金	97,872
	2 基金繰入金	11,801
4 繰越金		8
	1 繰越金	8
5 諸収入		127
	1 雑入	127
6 県債		49,600
	1 県債	49,600
歳入合計		341,048

第1表 歳入歳出予算  
歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 341,048
	1 林業費	193,867
	2 公債費	147,181
歳出合計		341,048

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造林事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円 49,600</p>	<p>普通貸借</p> <p>(借入先) (株)日本政策金融公庫</p> <p>(借入時期) 令和8年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫法第12条第2項及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第5条第2項により(株)日本政策金融公庫の定めるところによる。</p>	<p>借入時期から40年以内(うち据置期間25年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p>49,600</p>			

## 第 6 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事    平    田                    研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 75,900
1 繰入金		1,810
	1 業務勘定繰入金	1,810
2 繰越金		72,390
	1 繰越金	72,390
3 諸収入		1,700
	1 貸付金元利収入	1,700
(業務勘定)		4,221
1 繰入金		2,410
	1 一般会計繰入金	2,410
2 繰越金		228
	1 繰越金	228
3 諸収入		1,583
	1 県預金利子	1,582
	2 雑入	1
歳入合計		80,121

第1表 歳入歳出予算  
歳出

款	項	金額
(貸付勘定)		千円 75,900
1 農林水産業費		75,900
	1 水産業費	75,900
(業務勘定)		4,221
1 農林水産業費		4,221
	1 水産業費	4,221
歳 出 合 計		80,121

## 第 7 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和 8 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 1,034
	1 繰越金	1,034
2 諸収入		121,729
	1 貸付金元利収入	121,729
歳入合計		122,763

歳出

款	項	金額
1 商工費		千円 122,763
	1 商工業費	984
	2 公債費	121,779
歳出合計		122,763

## 第 8 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県庁用管理特別会計予算

令和 8 年度長崎県庁用管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事   平   田   研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 諸収入		千円 276,661
	1 雑入	276,661
歳入合計		276,661

歳出

款	項	金額
1 庁用管理費		千円 276,661
	1 庁用管理費	104,680
	2 文書管理費	171,981
歳出合計		276,661

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
文書集中収受発送費	令和 9 年度	千円 28,588
県公報発行事務費	令和 9 年度	10,180

## 第 9 号 議 案

# 令和 8 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算

令和 8 年度長崎県長崎魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ250,405千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 169,939
	1 使用料	169,939
2 繰入金		55,663
	1 一般会計繰入金	55,663
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 県債		24,800
	1 県債	24,800
歳入合計		250,405

第1表 歳入歳出予算  
歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		千円 250,405
	1 水産業費	246,474
	2 公 債 費	3,931
歳 出 合 計		250,405

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水産行政県有施設等管理業務	令和 9 年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 154,475

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
魚市場管理費	千円 24,800	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和8年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	24,800			

## 令和 8 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

令和 8 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,340,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公債費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での他の項からの流用

令和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
(港湾施設整備事業勘定)		千円 2,819,170
1 使用料及び手数料		723,603
	1 使用料	723,603
2 財産収入		8,461
	1 財産運用収入	8,461
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		223,505
	1 雑入	223,505
5 県債		1,863,600
	1 県債	1,863,600
(港湾整備事業勘定)		520,845
1 使用料及び手数料		10,049
	1 使用料	10,049
2 財産収入		290,403
	1 財産運用収入	82,023
	2 財産売却収入	208,380
3 繰入金		220,332
	1 基金繰入金	220,332

款	項	金額
4 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
5 諸収入		60
	1 雑入	60
歳入合計		3,340,015

歳出

款	項	金額
(港湾施設整備事業勘定)		千円 2,819,170
1 土木費		2,819,170
	1 港湾費	1,871,442
	2 公債費	947,728
(港湾整備事業勘定)		520,845
1 土木費		520,845
	1 財産管理費	520,845
歳出合計		3,340,015

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土木行政県有施設等管理業務	令和 9年度	千円 49,686
土木行政機器等保守業務	令和 9年度	1,860
土木行政事務機器賃借等	令和 9年度から 令和13年度まで	15,000
松が枝ふ頭等管理運営費	令和 9年度	144,000
港湾機能施設整備費	令和 9年度から 令和10年度まで	900,000
港湾管理費	令和 9年度	60,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	<p style="text-align: right;">千円</p> 1,863,600	債券発行又は普通貸借  (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他  (借入時期) 令和8年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	1,863,600			

## 令和 8 年度長崎県公債管理特別会計予算

令和 8 年度長崎県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,322,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事      平      田                      研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 270,000
	1 財産運用収入	270,000
2 繰入金		22,847,533
	1 一般会計繰入金	17,582,533
	2 基金繰入金	5,265,000
3 県債		32,205,000
	1 県債	32,205,000
歳入合計		55,322,533

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 55,322,533
	1 公債費	55,322,533
歳出合計		55,322,533

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 32,205,000	債券発行又は普通貸借  (借入先) 銀行、その他  (借入時期) 令和8年度	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内において元利均等、元金均等又は満期一括などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	32,205,000			

## 第 12 号 議 案

# 令和 8 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度長崎県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,178,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事   平   田   研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 38,310,597
	1 負担金	38,310,597
2 国庫支出金		41,044,619
	1 国庫負担金	25,952,757
	2 国庫補助金	15,091,862
3 財産収入		38,205
	1 財産運用収入	38,205
4 繰入金		8,112,112
	1 一般会計繰入金	8,112,112
5 繰越金		2,006,845
	1 繰越金	2,006,845
6 諸収入		57,666,150
	1 雑入	57,666,150
歳入合計		147,178,528

第1表 歳入歳出予算  
歳 出

款	項	金 額
1 生活福祉費		千円 147,178,528
	1 社会福祉費	147,178,528
歳 出 合 計		147,178,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費	令和 9年度	千円 637

第 13 号 議 案

令和 8 年度長崎県交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度長崎県交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	車 両 数		358 両
	乗 合		316 両
	貸 切		42 両
(2)	年間走行料	14,306,000 km	(1 日平均) 39,195 km
	乗 合	12,527,000 km	(1 日平均) 34,321 km
	貸 切	1,779,000 km	(1 日平均) 4,874 km
(3)	年間輸送人員	12,537,000 人	(1 日平均) 34,348 人
	乗 合	12,207,000 人	(1 日平均) 33,444 人
	貸 切	330,000 人	(1 日平均) 904 人
(4)	主な建設改良事業		
	車 両 購 入	23 両	311,913 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		6,375,032 千円
第 1 項 営 業 収 益		5,246,003 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		1,111,538 千円
第 3 項 特 別 利 益		17,491 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		6,293,644 千円
第 1 項 営 業 費 用		5,968,461 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		297,791 千円
第 3 項 特 別 損 失		27,392 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 543,870千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,436千円、過年度分損益勘定留保資金361,206千円、特別減収対策企業債115,228千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1,099,000 千円
第1項 企業債			1,099,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,642,870 千円
第1項 建設改良費			841,793 千円
第2項 企業債償還金			696,655 千円
第3項 投資			104,422 千円
(債務負担行為)			

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
交通局行政事務機器賃借等	令和9年度から 令和13年度まで	千円 7,801
交通局行政県有施設等管理業務	令和9年度	380,789
交通局行政機器等保守業務	令和9年度	23,856
インタンク軽油購入等	令和9年度	310,779
県営バスターミナル業務委託等	令和9年度	124,881
自動車任意保険	令和9年度	72,291
事業用車両購入等	令和9年度	465,537
交通局高圧受変電設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	71,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費 借換債	千円 1,099,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和8年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	1,099,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,618,608 千円

(2) 交際費 87 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、248,692千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

令和8年3月11日提出

長崎県知事 平田 研

令和 8 年度長崎県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度長崎県流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	10,813,942 m <sup>3</sup>
(2) 一日平均処理水量	29,627 m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市数	2 市
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	1,095,371 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		1,136,195 千円
第 1 項 営 業 収 益		702,906 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		433,289 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		1,033,728 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,013,730 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		19,998 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,543千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,293千円、当年度分損益勘定留保資金72,921千円及び減債積立金29,329千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,095,300 千円
第1項 企業債		245,300 千円
第2項 国庫補助金		619,000 千円
第3項 負担金		231,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,218,843 千円
第1項 建設改良費		1,095,371 千円
第2項 固定資産購入費		500 千円
第3項 企業債償還金		122,972 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村湾南部流域下水道維持管理業務等	令和9年度から 令和11年度まで	千円 311,000
大村湾南部流域下水道建設費	令和9年度	935,000
大村湾南部浄化センター維持管理 包括的民間委託費	令和9年度から 令和11年度まで	1,560,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 245,300	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和8年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	245,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の項間の流用
- (2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 38,606 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,645千円である。

令和8年3月11日提出

長崎県知事 平田 研